

白井市教育委員会会議録

○会議日程

令和2年5月7日（木）

白井市役所東庁舎1階多目的スペース

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 令和2年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について

議案第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る審査について

7. 協議事項

協議第1号 白井市教育振興基本計画の体系図について

協議第2号 白井市学校施設の長寿命化計画について

8. 報告事項

報告第1号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第2号 令和2年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について

報告第3号 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う準要保護児童生徒の学校給食費の取扱いについて

報告第4号 要保護・準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. 委員質疑

10. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業延長について

(2) 令和2年度「なしビジョン」について

---

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

---

○出席職員

教育部長

鈴木 直人

教育部参事	和地 滋巳
教育総務課長	板橋 章
生涯学習課長	石戸 啓夫
文化センター長	石田 昌弘
書 記	山本 麻奈美
書 記	檜原 拓真

午後2時00分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 それでは、これから令和2年第5回白井市教育委員会定例会を開会します。  
本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は5名でございます。  
議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。  
会議録署名人の指名をいたします。  
今回は小林委員と川嶋委員に署名をお願いします。

---

○前回会議録の承認

○井上教育長 3、前回会議録の承認。  
前回の会議録の承認を行います。訂正などがありましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

---

○委員報告

○井上教育長 それでは、4、委員報告を行います。各委員からお願いします。  
特にございませんか。

[「なし」と言う者あり]

---

○教育長報告

○井上教育長 では、5、教育長報告。  
私からも、今回は特にございませんで、よろしくお願ひいたします。

---

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。  
議案第2号「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」及び報告第4号「要保護・準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これらは白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○井上教育長 それでは、議案第2号及び報告第4号については非公開といたします。

これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により高倉委員を指名したいと思います。

高倉委員には、6の議決事項、7の協議事項、8の報告事項、10のその他に係る議事の進行についてお願いします。なお、本日、9の委員質疑についてはございませんので、よろしくお願いいたします。

○高倉委員 ただいま教育長より指名されました高倉です。これより議決事項、協議事項、報告事項、10、その他に係る議事の進行を行いますので、よろしくお願いいたします。

---

議案第1号 「令和2年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について」

○高倉委員 最初に、6の議決事項についてです。

議案第1号 「令和2年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 議案第1号 「令和2年度教育費補正予算（第3号）に係る意見聴取について」。

本案は、令和2年第2回白井市議会定例会に提案する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求められたことによるものです。

1ページを御覧ください。

令和2年度6月補正予算資料です。

まずは、一般会計歳出です。1項目ずつ御説明いたします。

一番上は教育支援課、9款1項3目指導費、青少年国際交流事業です。補正額はマイナス53万円。主な補正理由としましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、オーストラリアからの生徒の受入れを中止したことから、補正するものです。

次に学校政策課、9款1項4目学校事務費です。新型コロナウイルス対策に要する経費、補正額は393万円です。補正理由としましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、修学旅行等が中止または延期となった場合に発生する経費について、補正するものです。

3番目が教育総務課です。9款2項1目学校管理費、小学校施設整備に要する経費、補正額が44万8,000円で、補正後が4,311万8,000円です。補正理由としましては、老朽化した大山口小学校の職員室系統のエアコンをリース方式により整備するため補正するものです。

その次、これも教育総務課です。9款3項1目学校管理費、中学校施設整備に要する経費、補正額が681万6,000円、補正後が3,399万6,000円です。補正理由としましては、昨年台風により桜台中学校体育館屋根の棟包みが脱落し、雨漏りの原因となっていることが判明したことから整備するため補正するものです。

1ページ一番下、文化センター、9款4項9目文化会館費、文化会館運営に要する事業です。補正額が155万3,000円、補正後予算額が5,476万1,000円です。補正理由としましては、9月末までの文化会館のホール利用者に対し、キャンセルが発生した場合の返金額を補正するものです。

2 ページ目の一番上段を御覧ください。

学校給食センター、9 款 5 項 3 目学校給食費、事業名は新型コロナウイルス対策に要する経費です。補正額が 2 2 7 万 4, 0 0 0 円、補正後も同じ 2 2 7 万 4, 0 0 0 円です。補正理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月、学校が休業となり、3 月 2 日から春季休業までの学校給食に対する措置として、国が学校臨時休業対策費補助金を創設したことから、その補助対象となる経費を補正するものです。

次に、歳入です。

課等名は学校給食センター、科目は 2 1 款 4 項 2 目の雑入となります。事業名称は学校臨時休業対策費補助金です。補正額は 2 7 8 万 9, 0 0 0 円、補正後も同じ 2 7 8 万 9, 0 0 0 円です。補正理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月、学校が休業となり、3 月 2 日から春季休業までの学校給食に対する措置として、国が学校臨時休業対策費補助金を創設したことから、その補助対象となる経費の 4 分の 3 を歳入として補正するものです。

最後に、債務負担行為です。これは二つあります。

まず、1 番目が教育総務課、事項が小学校職員室等空調設備事業です。大山口小学校の歳出で説明したとおりのところでして、期間が令和 3 年度から令和 1 5 年度まで、限度額が 1, 3 5 1 万 5, 0 0 0 円です。

次に、生涯学習課、ちば施設予約システム経費、期間がこちらは令和 2 年度から令和 7 年度まで、限度額が 1, 8 3 3 万 3, 0 0 0 円です。主な理由としましては、施設利用者の利便性を図るため、ちば施設予約システムの使用について、契約を締結するものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○高倉委員 ありがとうございます。

議案第 1 号について、御質問等ございましたらお願いいたします。

○小林委員 数字のことではないのですが、一番最初の教育支援課の青少年国際交流事業、今年オーストラリアから生徒の受入れを中止すると、来年実施できるとして、隔年事業ですから来年は、通常ですと派遣の年になると思うのですが、それはどのようなのでしょうか。

○和地教育部参事 来年度は受入れからということで調整中でございます。

○小林委員 分かりました。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。

私から質問なのですが、大山口小学校のエアコンについて、上から三つ目のここで、リース関係で 1 3 年と結構長いのですが、市内のエアコンって、大体これぐらいが目安ということになっているのですか。

お願いします。

○板橋教育総務課長 昨年度導入したエアコンは、実は 1 6 年になります。それは業者の独自提案です。通常リースは 1 3 年、償却期間も 1 3 年ですので、今回は 1 3 年ということで考えています。ただ、ほかの施設であっても、1 3 年になっているかと思えます。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかございますか。よろしいでしょうか。

○板橋教育総務課長 補足をさせていただきます。今回、このように教育委員会議に諮らせていただいたのですが、今まだ財政との折衝中のところもありますので、最終的なものは、7月の教育委員会議のときに御報告させていただきますのでよろしくをお願いします。

○高倉委員 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御意見等ございませんので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、議案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、議案第1号は原案のとおり決定します。

---

#### 協議第1号 「白井市教育振興基本計画について」

○高倉委員 続きまして、7、協議事項に入ります。

協議第1号 「白井市教育振興基本計画について」御説明をお願いいたします。

○板橋教育総務課長 「白井市教育振興基本計画について」協議をお願いしたいと思います。

白井市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項において「その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められています。白井市教育委員会では、このたび初めて作成するもので、現在、市長部局で策定している総合計画の後期基本計画の計画期間、令和3年度から令和7年度までと同じ時期に合わせて策定することとしたところで、策定に当たっては、平成31年2月に教育委員会議に諮るなどし、教育振興基本計画の策定方針を定め、本方針に基づき、教育大綱と合わせて現在、策定作業を行っているところです。教育大綱につきましては、2月の市長と教育委員で構成する総合教育会議において協議するなど、おおむね順調に策定作業が進んでおります。本日は、教育大綱の策定の進捗状況を受け、教育振興基本計画の骨子となる計画の体系の素案を策定しましたので、教育委員会議でも協議いただきたく提案したものです。

それでは、内容について説明いたします。

体系の構成といたしましては、2月に行った総合教育会議の際に、教育大綱の案の中で示させていただいた四つの基本目標を本計画においても基本目標としております。これによって教育大綱も併せて推進していくという整合性を図っているところです。

基本目標の下に具体的な目標を定めております。またその下に、目標を達成するための施策を記載して、さらにその下ということになっているのですが、施策を実現するために具体的に何をやるかなどの分かる取組事項、これが事業になってくるかと思うのですが、を位置付けております。

一つ目は、学校教育で、「育てます。未来を生き抜く力」としてあります。ここでは学校教育に関するものを10個掲げております。御覧いただければと思います。それぞれに施策が一つ、二つ、三つ、四つとつながっております。また取組事業がここにぶら下がっているというふうになっています。

二つ目は、家庭教育で「支えます。子どもの笑顔」ということで、ここでは一つの目標を掲げ、施策も一つ、事業も一つとなっております。

三つ目は、社会教育で「結びます。人と地域と学び」ということで、ここには二つの目標を掲げ、二つの施策、事業も二つと構成しております。

四つ目は、生涯学習で「応援します。みんなの学び」ということで、ここでは五つの目標を掲げて、それぞれに施策や取組を記載しております。詳細内容については見ていただければと思います。

本日は、体系図しかお示しすることはできませんが、今、事務局では各施策レベルの現状や課題をまとめながら主な取組内容の事業計画を策定しているところです。特に、施策や主な取組事項につきましては、市長部局で策定している総合計画の後期基本計画との整合を図りながら作業しているところで、そちらにつきましても、素案ができ次第、教育委員会の皆様にお示ししていきたいと考えております。

また、教育振興基本計画は、学校教育や社会教育、生涯学習など多様な分野に及びますので、様々な形で市民の皆様の意見を伺いたいと考えております。この体系図については、既に校長会に示し意見を伺っているところです。

また、各課等が所管する各種委員会においても、担当する部署の部分については、現時点では一部ではございますけれども、既に体系図のほか現状や課題、事務などについて示して意見を伺っている部分もございます。

本日、お示したこの体系図は、まだ素案というか案の段階です。この後、委員の皆様からも御意見を頂きたいと思いますが、まだまだ策定途上ですので、本日ここですぐにはなくても、後日においても御意見を頂ければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、今後のスケジュールについて御覧ください。

スケジュールにつきましては、総合教育会議の中でも何度か御説明しておりますけれども、改めて説明させていただきます。

教育大綱は、この8月頃にパブリックコメントを実施したいと考えておりまして、教育振興基本計画は、先ほども御説明しましたが、体系図と合わせて各施策の現状と課題がまとまりましたら、それぞれ各課等が所管する委員会等に諮っていききたいと考えております。

また、学校分野におきましては、先ほどの校長会などを通し学校現場の意見などの集約を図ってまいります。その後、教育振興基本計画についてもパブリックコメントなどを実施しながら、最終的には教育委員会議に諮って決定していききたいと考えております。

しかしながら、現在、新型コロナウイルスの影響により、各課が所管している委員会等の開催ができない状況となっております。計画策定には、十分に市民の皆様の意見を聞く必要があると考えていることから、策定期間は今年度末としておりますけれども、場合によっては柔軟に対応していききたいと考えているところでございます。

簡単ですが、説明は以上です。よろしく願いします。

○高倉委員 ありがとうございます。

それでは、説明のあった、こちらの計画につきまして御質問等ございますか。

私からなのですが、御説明の中になかったのですが、米印のあるものが上のところで書いてあるのですが、この点、もう一度いいですか。お願いします。

○板橋教育総務課長 説明が漏れてしまいました。

上にあります、米印は後期実施計画以外の取組と書いてあります。これ書いてあるのですが、

今、後期実施計画をつくっている中で、既に私たちは戦略事業とか重点分野事業とかと申すのですけれども、後期基本計画の中にも位置付けていくだろうという事業が米のないところになっていきます。そこ以外の事業が、米の事業が教育委員会独自の事業と申したら変ですけれども、実際、後期基本計画とか実施計画の中でやっていることというのが、一部しか、全部を記載しているわけではございませんので、教育委員会では本当に細かいことまでやっていますので、そういうものを紙で示していきたいなということです。

基本的に、余りお金がかからないものとか、かかるものについては市長部局との折衝が当然必要になってきて、後期基本計画の中で事業を入れるか入れないかということもやるのですけれども、米が書いてあるものの多くは余りお金がかからないもので、今現状やっているものとか、今後やっていける、事業展開ができるものを期待しているところです。

説明が分かりにくいかもしれませんが、以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

もう一つ、流れのところで、策定スケジュールの関係で確認したいのですけれども、今日頂いたこの後期計画の骨子をここで協議した上で、さらに具体的なものが主な取組の中にさらに枝分かれして入ってくるというイメージでよろしいのでしょうか。

○板橋教育総務課長 本日は、この骨子、この体系図しかお示しできなくて大変恐縮だったのですけれども、説明が重複するかもしれませんが、今、施策というところが書いてあるかと思えます。一番上に「主体的・対話的で深い学び」を進め、学力向上を図る取り組みの推進」というのがあるかと思えますけれども、これについて私たちは、現状とか課題とかを今整理して、統一的な書き方をするために精査をしているところです。そういうものが施策レベルで一枚一枚、現状、課題というのを今つくっておきまして、なおかつ、その施策にぶら下がる事業も、それは後期基本計画との整合があるので、市長部局とのやりとりの中でうまく落としつけていけるものとか精査をしているところです。

今、高倉委員さんから御指摘があったとおり、これができ次第、順次、教育委員会議に示していくとか、あとは各課が持っている附属機関のみに示していくって、意見集約をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○高倉委員 ほかがございますか。

引き続き、私からばかりですみません。今回、この計画を頂いて、特に力を入れようという方向性って、何か今のところであれば教えていただけますか。

○板橋教育総務課長 教育大綱の中でも、これまでもあったわけですが、先の総合教育会議の中でも、基本目標を四つ掲げて、どれが一番いいかとかということはなかなか言えないのですけれども、まず今回、非常に力を入れているところは、まず学校教育の分野については、この10の目標を掲げていまして、これまでそんなに見せ方としては余り見えていなかったのかな、やっていることは非常にやっていたと思うのですけれども、そこをまず体系的に分かりやすく示させていただきました。

それと、1個しかないのですけれども、家庭教育というのが、これまでの大綱にはなかったところを出してきているというのが特徴かとは私は考えております。

以上です。

○高倉委員 確認なのですけれども、今回、基本目標Ⅱの家庭教育というのは、目標としては新しく

入ってきたということによろしいのですか。

○板橋教育総務課長 教育振興基本計画は今回初めてなので、これ全部初めての目標です。新たに入ったというのは、大綱の中で、今までは家庭教育というのは大綱の中で特出ししていませんでした。今回大綱のほうで特出しをさせていただきましたので、大綱と振興基本計画は、整合性を図っているというか、リンクをしていますので、そういう意味で、ここは特出しをしていると発言したところです。

以上です。

○高倉委員 関連の意見になるのですが、おっしゃっているとおり、ぱっと見たときに、もちろん学校教育が厚くなるのは当然だと思うので、全く違和感ないのですけれども、この基本目標ⅡとⅢのところは薄く見えてしまうというか、せっかく大綱に合わせて独立させたということであれば、もう少し充実させたほうがいいような気がするのですが、今後増やしていくということはあり得るのですか。その基本目標ⅡとⅢのそれぞれ目標があって、目標は多分、もうこれほぼ案できていると思うのですけれども、その施策を増やしていくというのは、今後の協議の中であり得ることなのですか。

○鈴木教育部長 学校教育は、恐らく二課全体でやっていると思いますけれども、このⅡからⅣまでは、生涯学習の分野になっておりまして、その中で家庭教育というのは、近年充実させていかなければいけないということで、今回、特出しをした形になっております。今後については、こういう形で着実に進めたいと思っております。

今回が、こういった計画については初めてということになりますので、次回以降、増えていくのかとは考えています。

○高倉委員 また、関連してなのですけれども、子供の教育大綱と、この計画の整合性ってすごく難しいとは思いますが、もう一つ違和感を感じたのが、14番の放課後子ども教室が生涯学習に入っていて、確かに家庭教育ではないのだけれども、基本目標の「支えます。子どもの笑顔」というところで考えると、むしろ、そちらに合うような気が個人的にはしたのです。これは意見です。大綱との整合性と計画としてのバランスと難しいとは思いますが、意見として、また検討いただければと思います。

ほかにどうでしょう。

○井上教育長 それでは、先ほど板橋課長からもあったのですけれども、これ始まったところですので、今後随時、御意見は頂いて、また協議させていただき、意見はこれからも頂きたいと思っております。

○高倉委員 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、御意見等ないようですので、協議第1号についてお諮りします。

協議第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、先ほど教育長がおっしゃったとおり、随時意見を受け付けるということなので、今回、協議第1号は議案のとおり決定いたします。その後、検討はまた我々から申し上げますので、よろしく願いいたします。

## 協議第2号 「白井市学校施設の長寿命化計画について」

○高倉委員 続きまして、協議第2号 「白井市学校施設の長寿命化計画について」説明をお願いします。

○板橋教育総務課長 「白井市学校施設の長寿命化計画について」協議をお願いいたします。

資料を御覧いただきたいと思います。

白井市の学校施設の長寿命化計画につきましては、平成28年度に策定した白井市公共施設等総合管理計画というのがあります。これを受けて、各施設の長寿命化計画、個別計画と、いろいろ言い方しているのですが、それを策定するという事になっております。本日は計画書を1冊配っていますけれども、概要版で説明させていただければと思います。

まず、第1章の背景、目的につきましては、学校施設は全公共施設の6割以上を占めておりまして、その7割が現在築30年以上となっております。

また、技術的にも70年から80年以上の長寿命化が可能で、これまでの単に建て替える手法から、長寿命化を前提とした整備手法への転換が必要となっていることを記載しております。

さらに、本計画の目的として、改修などの優先順位を設定し、コスト削減と予算の平準化を図ることとして、計画期間は令和2年度から令和41年度とし、5年ごとに見直すこととしております。

第二章では、学校施設の目指すべき姿というものをここに三つ掲載しております。

第三章では、学校施設の実態としまして、各学校施設の延べ床面積ですとか、児童・生徒の見込みや劣化状況などを記載しております。劣化状況調査は、市の建築技師などによりまして、目視や建築年数などにより、健全度を100点満点として、全85施設について優先順位をつけております。

また、40年間のコスト比較では、建てて壊してまた建てるという従来型と比較して、従来型としましては、築35年で一度大規模改造を実施し、これを含めて、施設を建築後50年で建て替える、改築ですね、建て替えるという場合、これが従来型なのですが、長寿命化としましては、改築の周期は35年とし、築55年で長寿命化改修を実施した場合のコスト比較をしております。その結果、長寿命化型では、40年間の維持更新コストは378億円で、従来型と比較すると、107億円の財源効果、当初10年間の年間平均では、年13.5億円の財源効果が見込まれます。

第四章では、学校施設整備の基本的な方針としまして、規模・配置計画等は原則として現在の配置を維持するとし、長寿命化計画の基本方針として、既存学校施設の長寿命化改修、(イ)として地域における公共施設の集約化や複合化、(ウ)として既存学校施設の適切な維持管理としています。

また、目標使用年数、改修周期の設定では、記載のとおり校舎、体育館、プール附属棟を35年とし、部室など長寿命化の効果が余り見込めないものは、築50年で改築するという事としております。

第6章では、長寿命化計画の実実施計画を記載しています。後期5カ年の初年度である令和3年度から10年を2期に分けて、大規模改修と長寿命化の実実施計画を記載しています。

なお、現在市として策定している後期5カ年の財政推計との整合を図っておりまして、予算的には実施できると考えております。

最後に、ここにはないのですが、今後のスケジュールとしまして、本来パブリックコメントを5月15日から行うと思っていたのですが、新型コロナウイルスの関係で出先機関が止まっていますので、現在6月4日から6月25日までをパブコメ期間として、パブコメを実施する予定となっております。

おります。

簡単ですけれども、説明は以上です。よろしく申し上げます。

○高倉委員 ありがとうございます。

それでは、協議第2号について、御質問等ございましたらお願いします。

○齊藤委員 長寿命化計画ということで、昨年2月の会議のときにここで、委員質疑で質問したのですけれども、桜台小中が市内で一番新しい学校ということで、あそこはオープンスペースの校舎を取り入れていまして、築は25年ぐらいなのですけれども、そこに敷いてあるカーペットというのが、結構アレルギーの関係で良いという御質問をしたと思うのですけれども。これは確認なのですけれども、今この長寿命化計画の中では、桜台小学校の工事年度は令和7年、中学校が11年ですか。

○板橋教育総務課長 はい。

○齊藤委員 になっていますので、ぜひ、そのときには床等の改造とか、そういうのも計画の中に盛り込んでいただければと思います。ちょうど10年前なのですけれども、市に確認をしていただいたときには、平成28年以降の大規模改修の話でお伺いをしていました。その後30年にもう一度要望書を出していると思うのですけれども、そのときは31年以降にこういう計画があるのではというお話だったので、ぜひ、いい機会ですので、床材、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○高倉委員 特に、御意見ということなので、意見でよろしいですか。

○齊藤委員 意見というか、確認事項。

○板橋教育総務課長 この1期・2期につきましては、特に1期目につきましては、先ほども言った総合計画の中で、予算を財政推計の中には折り込んでいますので、このとおり実施できるのじゃないかなと自分は考えています。ただ、委員さんおっしゃるとおり、どこまでやるかというのが、まず今後の課題だと思いますけれども、そのカーペットのお話というのは私たちも承知しておりますので、できるだけ設計する段階で、そういうことを改修するような方向でやりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高倉委員 よろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○高倉委員 ほかにございますか。

プールについてお伺いします。現在、閉鎖中のプールが幾つかあるのですけれども、これは長寿命化の計画の中にあるようなので、いずれはまた使えるようになるということでもよろしいのですか。

○板橋教育総務課長 プール附属棟につきましては、閉鎖中となっているかと思いますが、備考欄ですね。例えば白井中学校のプール閉鎖中になっていますので、ここについては、今のところやる予定はないです。

○高倉委員 確認なのですけれども、そうすると、今閉鎖中の幾つかのプールについては、基本的には工事はせずに、水槽としては機能しているかと思うのですが、そういった状態は続くということでもいいのですか。

○板橋教育総務課長 御指摘のとおりです。

○高倉委員 分かりました。

いかがですか。

1件お伺いしたいのが、ダイジェストの概要版の1ページのところなのですが、第4章の長寿命化計画基本方針の（イ）の地域における公共施設の集約化や複合化というところで、計画自体にも書いてあるのですが、具体的なイメージがつかないので、例があれば教えていただきたいと思います。イメージが出るのは、今小学校の中に社協の本部、本部といいますか、事務所が入っていたりとかはイメージつくのですが、ほかに何か公共施設の集約、複合化と学校施設との関係というのは、案としてありますか。

○板橋教育総務課長 この計画の中では、そこまではうたってございません。今後そういうことが、恐らく、委員さんが既に地域社会福祉協議会ですとかいろいろなところが、例えば学校単位の協議会とかが入ってくる可能性も当然あります。学校に余裕スペースがなければ当然難しいのですが、今後、長寿命化計画をつくっていく、長寿命化改修する中では、そういうことも考えていきますということをごここにうたっているだけで、この段階で具体的に、例えば防災の何かをつくるとか、そういうことまではここには書いていません。ただ、例示としては、防災系の機能を付加するとか、そういうことが考えられるのかなど。それは個々改修するときに、学校と意見を交換しながらやっていかざるを得ないのかなど考えております。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○板橋教育総務課長 すみません、委員長。

○高倉委員 板橋課長お願いします。

○板橋教育総務課長 補足なのですが、これについてもパブリックコメントが終わりましたら、この計画は、教育委員会議で決定することなので、再度諮りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○高倉委員 そうでしたら、今日のこの原案頂いたものをここで決定した上で、パブリックコメントにかけて、最終的には、また後でということですね。

○板橋教育総務課長 そういうことです。

○高倉委員 分かりました。

御意見等ないようですので、協議第2号についてお諮りしたいと思います。

協議第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○高倉委員 では、協議第2号、原案のとおり決定します。

---

#### 報告第1号 「白井市学校評議員の委嘱について」

○高倉委員 次に、8の報告事項に入ります。

報告第1号 「白井市学校評議員の委嘱について」をお願いします。

○鈴木教育部長 報告第1号 「白井市学校評議員の委嘱について」説明いたします。

裏面を御覧ください。

本報告は、白井市立小学校及び中学校管理規則第10条第3項により、校長の推薦により学校教育

の充実及び特色ある学校づくりの推進のため委嘱するものです。

令和2年度の学校評議員委嘱者一覧を御覧ください。

合計で42名となっております。学校内外の児童・生徒の様子や地域の様子をよく知っていらっしゃる方、教育課題や学校が力を入れたい内容について御意見を頂いている方として、各学校の校長先生より推薦された方々です。

なお、学校評議員さんから積極的に意見を頂いて、学校の改善と活性化、地域に開かれた学校づくりの推進となるよう4月の校長会・教頭会でも依頼したところです。

以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第1号について、御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

○川嶋委員 こちらの評議委員会に対して何かということでは全然ないのですが、1点、あらと思ったところで、重複して小中でやられている方がいらっしゃるなというのを感じたので、そこなのですが、こちらは学校長の裁量によって選ばれるものなので、それはそれでいいのですが、何か意味があってそうなっているのか、お伺いできたらと思うのですが。大山口学区ですけれども、小中やられているという方を初めて見たので、何か分かる範囲で、情報がありましたら教えていただけたらと思うのですが。

○鈴木教育部長 小学校と中学校で重複しているということにつきましては、規則上は特に問題はありません。また、この方自身も、小学校・中学校共に保護者としてもいらっしゃる方ですし、非常にこの中学校区の中で、いろいろなことをよく御存じの方、そして小学校・中学校共に良くしているという気持ちを持っている方です。ですので、各校長からの推薦ということになります。その点については大丈夫かと思えます。また行事等についても、小学校と中学校では日程が変わっておりますので、評議員として両方の活動に参加できると私たちも考えました。

以上でございます。

○高倉委員 川嶋委員。

○川嶋委員 大変こういうものを精力的に活動をされているのは本当に有り難いことだと思います。本当に地域の大事な宝だなと思います。思ったのが、その委員さんの御負担にならないように配慮が必要だなということと、また逆に言って、こういうことを機に、小中の連携とか、学区の連携とかもすごく大事なことだとは思いますが、こういう事例をまた増やしていくというのもありかなと。というのは、各学校でこの評議員さんを依頼するというか、お願いするのはすごく大変だということや、以前お聞きしたことがありますので、選ぶのはすごく大変だと思うので、小中で同じ方というの、一つの案としてはいいのかなと思いましたが、意見として付け加えさせていただきます。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○齊藤委員 少し聞きたいことがあるのですが、再任の回数ですが、これは回数に限度はないのですか。最高で6回やっている方もいるみたいですが。

○鈴木教育部長 再任につきましては、基本的に2回で、3回以上再任を希望する場合には、校長よりその推薦者の再任について協議書を提出してもらいます。その上で、推薦を受けて協議を致した結

果、このような評議員のメンバーになりました。継続してやっていただくことで、かなり様々な学校に対して御意見も頂ける。

ただ、活性化という点では、また検討していかなければいけない部分かと思っておりますので、そういったところを総合的に捉えながら、学校長から、また新たな推薦を来年度以降してもらえるようにしていきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員 よろしいですか。

○齊藤委員 私も、これ回数がどのくらいなのかと疑問に思っ、今質問させていただいたのですが、評議員ということで、学校の御意見番ではないですけれども、お互いを良くしようとして多分、評議員というのは立てていると思うのですが、長くやられると、どうしてもなれ合いになってしまうのかなというの危惧しています。あとは、先ほど川嶋委員からもありましたけれども、すごく素晴らしいことで、それを長い間やるということは、結構大変なことかなと思うのですが、そういった意味も含めて確認させていただきました。

○高倉委員 ほかにいかがでしょうか。

○井上教育長 今二つの課題が委員の方から出されていると思うのですが、複数校を重複することと、再任が何回までということが浮き彫りになってきましたので、今後、今年から、このことは十分研究していく必要があるだろうと考えています。

以上です。

○高倉委員 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 御意見等ないようなので終わります。

---

#### 報告第2号 「令和2年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」

○高倉委員 では、報告2号に移ります。

「令和2年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」をお願いします。

○鈴木教育部長 それでは、報告第2号 「令和2年度地域人材活用事業学校別計画事業及び予算配当について」御説明いたします。

裏面を御覧ください。

令和2年度地域人材活用事業について、各学校より事業計画が提示され、これに基づく予算を配当したので報告いたします。

小学校9校、中学校5校分の本年度の令和2年度地域人材活用事業学校別計画事業及び報償費、消耗品費、その合計の予算配当額の表でございます。各学校の要望に応じて、報償費、消耗品費のバランスには差異がございますが、1校当たり合計9万円前後で予算を計上しております。各学校においては、昨年度に引き続き、学校経営説明やホームページ、「学校だより」などを活用して学校の特色を発信していただきたいと考えております。市教育委員会といたしましても、各学校の取組について、市教育委員会ホームページで情報を発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、報告第2号について、御質問等ありましたらお願いします。

○小林委員 大体、昨年度と継続でやっているところが多いかと思うのですけれども、特にこの年度で変わったという、新しく加わったというようなところはありますか。

○鈴木教育部長 特に大きく変わったところはございません。どの学校も昨年度からそのまま継続して、さらに活動を充実させるという方向で進んでおります。

以上です。

○小林委員 はい。

○高倉委員 ほかにございますか。

○川嶋委員 こちらの話がずれるかもしれないのですけれども、大体これ、各学校を回らせていただくと、そうだよ、これだよという形で、私たち教育委員はその学校に実際に入って、それに見て触れて、写真なども飾ってありますし、私たちがどのようなことをやっているのかというのも、本当に職員と子供たちで一生懸命やられているのだな、目標に向かってというような、見える化したり。

ただ、これ何の資料でしたか、保護者に配られた何かの中にも、たしかこういうようなのが入っていたような、「ウイズ」でしたか。何かあったような気はするのですけれども、ただ、自分の学区以外でやっていることを見てもいないし、感じてもないので、ふうんという感じもする。なので、何か見える化して、その「ウイズ」で発信でもいいのですけれども、せっかくやられているのに各学校の特色というのをほかの地域の、同じ白井市の同じお母さん、お父さんとしても目に触れるようなきっかけ、機会というのがあるといいのかなと思いました。意見です。

○鈴木教育部長 貴重な御意見ありがとうございます。「ウイズ」での紹介は、確かに昨年度させていただきました。今、委員さんからあったように、見える化というところで、さらに何かもっと見えるような活動、それからホームページ等にそれを載せられるような形に、さらに、ほかの学校がどんなことをやっているかも、地域の方々にも知ってもらえるように努力していきたいと思っております。ありがとうございました。

○高倉委員 ほかいかがですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 御意見等ございませんので、報告第2号について終わります。

---

報告第3号 「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う準要保護児童生徒の学校給食費の取扱いについて」

○高倉委員 続きまして、報告第3号 「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う準要保護児童生徒の学校給食費の取扱いについて」です。お願いいたします。

○鈴木教育部長 報告第3号 「新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う準要保護児童生徒の学校給食費の取扱いについて」報告をさせていただきます。

裏面を御覧ください。

市内小中学校が3月より臨時休業となり、学校給食は3月、4月、5月、停止をしております。このような状況の中、3月末に文部科学省より、要保護世帯においては、学校給食費相当額を支給する場合は、国庫補助対象経費として計上して差し支えないこととの通知がありました。そこで、要保護世帯につきまして、臨時休業期間の学校給食費相当額を市として支給をすることと致しました。

別紙を御覧ください。趣旨としまして、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中の準要保護児童生徒を対象に、保護者の負担軽減を目的として就学援助費より給食費支援を行います。

支給対象者としましては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中の準要保護児童生徒の保護者、就学援助対象世帯370世帯、うち準要保護世帯ということで364世帯。

支給対象費用としましては、学校給食費相当額1カ月分、市内小学校ですと4,500円、桜台小学校は4,900円、市内中学校は5,300円、桜台中学校は5,900円。

支給見込額につきましては、175万1,700円となっております。

支給方法としては、指定の申請者の口座へ振り込みとなります。

支給時期につきましては、令和元年度3月分については、令和2年5月に支給予定となります。令和2年度4月以降については、認定後、順次支給予定となっております。なお、財源につきましては給食停止により執行されなかった就学援助費より支出をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、この件について、御質問等ございましたらお願いします。

補助金の話が出たので確認なのですがけれども、文科省の補助金というのは、先ほどの議案第1号にありました学校臨時休業対策費補助金という形で、再度市が支給したら、申請して4分の3、国庫補助金が出るということでよろしいですか。

○板橋教育総務課長 今委員さんが言った要保護・準要保護、これと先ほどのは全く別でございます。

○高倉委員 別。そうすると、この補助金ってどういった名目の補助金、国庫の補助金で補助割合ってどれぐらいなのですか。

○鈴木教育部長 要保護は、生活保護の中に給食費がもう含まれていて、それがそのまま出るという形になります。ですので、先ほどお話ししたような国庫補助対象経費として計上とするという形になります。準要保護につきましては、市単独でやっておりますので、その部分は国からではなく、市の経費になりますので、その予算としてあった給食費3月分をそのまま準要保護の児童家庭の世帯に支給をさせていただくということになります。

○高倉委員 分かりました。ありがとうございます。すみません。勘違いしていました。

ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○高倉委員 では、御質問等ないので、報告第3号について終わります。

---

#### その他

○高倉委員 次、その他に入ります。

10の(1)新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業延長について、お願いたします。

○鈴木教育部長 新型コロナウイルス感染症に係る学校の臨時休業延長について、報告をさせていただきます。

4月6日の始業式、7日に中学校の入学式、8日に小学校の入学式を関係者のみで実施し、小中学校は、その後5月6日まで休校とさせていただきました。4月は、児童・生徒へ学習課題について、郵送や分散しての受渡しなどを行いながら対応してきました。これまでの新型コロナウイルス感染症の拡

大の状況や近隣市町の状況、情報収集しながら、5月7日以降どう対応するか、市内14校の校長と話し合いを重ねてまいりました。現在、首都圏においてははまだ感染が収まらない状況、近隣市町の対応などを踏まえ、本市でも5月31日までの臨時休業の延長をすることとしました。

本日、資料として配りました保護者向け文書を御覧ください。

臨時休業の期間は、5月7日より31日までとします。

休業中の家庭学習については、これまでは前の学年の復習プリント中心に各学校で作成配布していましたが、今後は週に1回程度、受渡しをしながら、新学年の教科書に基づく内容を課題として提示し、学習を進めていく予定です。課題につきましても、各学校ではなく、小学校・中学校にそれぞれ担当する教科を振り分け、各学校でつくった課題を市の共有のフォルダーで保存し、その課題を各学校がダウンロードして印刷して配布するという方法で、全小中学校が共通した課題に取り組みます。

続いて、3番、夏季休業日についてですが、学校が再開してからの児童・生徒の学習ですが、年間計画の組替えなどしながら、三つの密に配慮しながら進めていきますが、まだ学校生活や学習内容など、今後の状況を見て検討する必要があります。学習保障をするために、学校での授業時間をきちんと取っていく必要がありますので、夏季休業日を8月8日から16日とさせていただきました。ただ、子供たちの過度な負担にならないよう十分に配慮していきます。

さらにまた、6月以降の休業や正常な再開ができない場合、9月以降、土曜日を登校日にすることも現在検討しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高倉委員 では、この件につきまして、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 基本的な考え方として、今、児童・生徒たちは学校でできないので、家庭学習をしているわけですがけれども、それはあくまでも勉強をさせているけれども、学校での授業ではないので、基本的には休みと考えて、休んでいる分は夏休みに、あるいは土曜日に今後なっていくという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○鈴木教育部長 今、委員さんからお話ありました授業の実数確保という点で、この夏季の休業日を減らしてやっていきますが、今現在、子供たち、休業ということでは確かに休みのようになるのですが、できるだけ子供たちにとって学習の機会を与えられるようにということで、これまでもプリント等を配布してまいりました。併せて、今度は新しい学年の教科書を使ってということで進めていくということが趣旨、目的になります。

また、この休み中といっても、受渡しの登下校は、登校については、学年を分けてやって、担任の先生と会って、この課題の確認をしたりとか、もし分からないところがあれば、その都度個別に教えたりとか、短い時間になるのですが、そういったことを三つの密に気をつけながら配慮して進めていこうという機会になります。

以上です。

○小林委員 これがやがて終息していくと考えて、授業時数を夏休みや土曜日に当てていくことによって、終息さえすればカバーできると。それぞれ家庭によって、課題をきちんとこなしている生徒、ゲームや遊びに時間を多く取っている生徒など、いろいろな差も出てきていると思います。今後、終息すると見込んで、きちんと授業時数をやっていった場合でも、万が一、コロナが拡大した場合、時間というのが実際に足りなくなる可能性があるわけですね。

ですから、新しい教科書に基づいた勉強も、今の段階で始めている生徒さんになりますよね。一つは、親の心配として、授業時間がきちんと確保されるのか、万が一コロナの拡大で、予定どおりのことができない場合にどうなっていくのか。そうなった場合に、子供たちの今の家庭でやっている学習、これをきちんとできている子とできていない子、あるいは塾や、家庭教師をつけている子もいるかもしれませんけれども、その辺のこの差というか、そういうことをどう考えていくのか。分かる範囲で教えてください。

○鈴木教育部長 ただいまの御質問に対してなのですが、確かに休業が長くなってしまふことで、予定していた指導時数が果たしてできるかどうか、それから年間の指導計画がスムーズにいくかどうかというところはあります。ただ、今現在、国や県から出ている内容としては、指導計画の中で三つの密にならないものを単元を組み替えてやるようにということとか、あとは今、分散とか時差の登校についても出てまいりましたが、指導計画について、まだ細かいところは特に出てきておりません。

ですので、そういった国や県の動向、指示、また近隣市町の動向をよく確認しながら、子供たちの学習をきちんと保障できるように進めていきたいと考えております。

具体的などころにつきましては、また今後、コロナ感染症が終息に向けて今進んでおるところですので、その動向を見ながら学校と連携して進めていきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員 いいですか。

○小林委員 はい。

○高倉委員 関連で意見になるのですがけれども、先ほど小林委員がおっしゃったように、長引く可能性、あと第二波と言われている。また、秋から冬にかけて来るのじゃないかと言われているところもあって、正直終息すれば、元に戻るものではなさそうだと個人的には思っているのです。

ですので、また来てもいいような体制を考えていかないと、いつまでもこの課題プリント形式では対応ができなくなっていると思っておりますので、現場は大変だと思うのですがけれども、ぜひそこも念頭に置きつつ準備いただきたいと思っております。これは意見です。

○川嶋委員 今、学習のことについて、いろいろ2人の委員からあったことは私も本当に全く同感で、それもありますけれども、私が一保護者としてすごく感じることは、このコロナウイルスによって何が一番大事かというところで、私は命だなど。子供の命を守るというところの視点は絶対に忘れちゃいけないなと思っております。現場の先生たちは、授業ができないことにすごく例えばジレンマを感じていたりとか、学習の遅れだったりということに行くのはすごく分かるのですがけれども、私なんかはむしろ、子供が元気で毎日過ごしている、いつも一緒に過ごせるということに物すごく今、安堵を感じていまして、私個人の意見です。学校が再開されないことに対する何か不安とか不満とか、そういうのはもう今消えているような状態です。そこの視点を落としてもらいたくないなと感じていて、例えばこの書面を見たときに、どこに一番重点を置くかというのは、それは保護者それぞれなのですが、私も4番にすごく注目が行ってしまいました。給食の再開について、この文言だと、よく分からないと感じました。10日が必要になります。その後のことが知りたいのです、保護者というのは。

なので、数日間はお弁当持参していただくこともあるかもしれないとか、そういうようなことを保護者は知りたいのです。大人ですから、何となくこうなるだろうなというのは分かっているのですがけれども、そこを鑑みて読んでみたい感じだとは思っておりますけれども、そういう知りたいことと合っ

ていないかなというのは、最近は書面とかホームページばかりなので、保護者と学校の感覚の差とかというのをこのところ感じています。

また、それと、夏季休業も授業に当てるとということについて、ここの部分で見ますと、保護者の目線から見ると、登下校がすごく不安なのですけれどもというふうに、そういうふうに思ってしまいます。時間を早めるとか、どうなるのかということもあるのかなと思うのですけれども。

また、食のことに戻りますけれども、真夏にお弁当を持参して持って行って、お昼までそのお弁当が常温で置かれて、エアコンはついていますが、食中毒か不安だったりということになる。そうなったら、今、多分子供たちも大人も免疫力が下がっているような状態で、安心・安全な食を食べるとするのはとても大事なことだと思うので、このときこそ学校給食の出番かななんて思ったりもしますし、とても今まで私たちが経験したことがないことが日々あるわけで、予測がつきづらい中、子供の命を一番大切に守ってほしいということをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○高倉委員 関連の質問なのですが、給食を再開した場合、8月の休校期間以外は、順調に稼働していれば、8月の前半と後半も給食があるということですのでよろしいのですか、予定としては。お願いします。

○和地教育部参事 今、給食センターと調整中ですが、現在のところは、この日程での夏季休業中の給食の配食は可能だということ考えています。

○高倉委員 1件、別のところからの質問なのですが、たしか文科省だと思えますけれども、1年、最終学年、小1、小6、中1、中3に配慮が必要じゃないかという話があって。ただ一方では、全学に平等というか、必要としているような学年は、お子さんたちそれぞれ学校を必要としているので、その辺り難しいところではあるのですけれども、今の白井市としては、1年生と最終学年についての対応について、考えは何かありますか。

○鈴木教育部長 文部科学省から、この今お話しあった小1、小6、中3の積み残しが次の学年にないよというところ、また入試等も踏まえてと、それから入り口のところで、そういった節目の学年というのを優先するという話は今ありますが、それにつきましては、今、市のほうでどういうふうに、具体的に優先というのは、何をどういうふうにするというのは今後、検討していくところです。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかございますか。

○小林委員 教職員の勤務の実態というか、各学校によっても違うのかもしれませんが、分散勤務で、半数とか3分の1とか、その辺のところを分かる範囲で教えてください。

○鈴木教育部長 職員につきましては、現在3分の1ずつの在宅勤務ということで原則進んでおります。ですので、3分の2が在宅して、3分の1が出勤している。ただ、今、課題等もいろいろありますし、あと預かっている子供たちもおりますので、きれいにうまくできているかという、なかなか難しいところもありますが、基本的にはその方向で進んでいます。

以上です。

○小林委員 はい。

○高倉委員 よろしいですか。

関連でお伺いするのですけれども、今の3分の1交代であっても勤務の扱いということなので、こ

の夏季休業を短縮することと、教職員の勤務日数との調整というのは大丈夫なのですか。

○鈴木教育部長 今回の時点では、考えている中では大丈夫です。

○高倉委員 ほかに何かないですか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 ありがとうございます。御意見等ないようですので、(1)について終わります。

続きまして、10、(2)令和2年度「なしビジョン」について説明をお願いします。

○井上教育長 これにつきましては、私から説明させていただきます。

毎年、学校教育のビジョンとして作成させていただいております。七つの取組と、四つの育みが基本的な普及に向けた課題であるわけですが、それを取り組む七つの取組を学校に示し、重点として取り組んでいただくものとして決めさせていただいております。

それで、今年度、若干変えたところがありまして、裏面なのですが、これは学校向けに出したものですので、表現は特に校長向けへの表現になっています。表は昨年度と今年度の違いを対比させています。特に表の下の五つの項目なのですが、1番の「生きる力」というのが、今後も、今新しい学習指導要領でも「生きる力」をつけるというのがもうメインの目標として示されているのですが、昨今、この状況を鑑みて「未来を生き抜く力」という言葉を示させていただきました。この言葉についても、いろいろなものの中に使われてきている言葉ですので、近年のコロナという大きな課題が今、目の前にありますので、こういう表現をさせていただきました。

あと、4番についてなのですが、「確かな学力」の中の「やる気」からはじまる学びの創造、それから4の「健やかな体」の中の(5)の「やる気」からはじまる体育活動の創造ということで、これを先ほどの振興計画の中の体系の中にプロジェクト三つ入っていたのですが、このことと連動させて、重点として学校教育の三つのプロジェクトとして、できれば計画と並行してというか、リンクさせて取り組んでいきたいと思っております。

ですので、確かな学力と体育と、あとICTですね。この三つを学校教育のプロジェクトとして進めていきたいと、今年度もその準備として進めていきたいと思っております。

以上です。

○高倉委員 ありがとうございます。

では、この件について、御質問等ありましたらお願いします。

質問なのですが、先ほど教育長が力を入れたいとおっしゃっていた体力のところ、コロナの休校のタイミングと重なるところになるのですが、この体力の低下が非常に心配されているところなのですが、何か学校現場として、今後取り組んでいけそうなことはありますか。

○井上教育長 まだはっきりお示しはできないのですが、取り組んでいることがありますので、できるだけ早く完成しましたらお見せしたいと思っております。今スタートにかかっているところなので、また、お話しさせていただきたいと思っております。考えていることは考えています。

○高倉委員 ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○高倉委員 それでは、質問等ないようですので、(2)について終わります。

では、これから非公開案件に入ります。

○井上教育長 休憩取りましょうか。

○高倉委員 そうですね。休憩を。

○井上教育長 半から。

○高倉委員 では、10分休憩ということで、3時半から再開いたします。

午後3時20分休憩

午後3時30分開議

---

非公開案件 議案第2号 「準要保護児童・生徒の認定に係る審査について」

---

非公開案件 報告第4号 「要保護・準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

---

以上で、本日の議決事項、協議事項、報告事項に係る議事については終了いたしました。これ以降の進行については、井上教育長にお願いいたします。

○井上教育長 高倉委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございました。

これからは、私のほうが進行をさせていただきます。

---

#### ○その他

○井上教育長 それでは、その他で何かありましたら、お願いします。

○板橋教育総務課長 各課の行事予定を御覧いただきたいと思います。配られているかと思います。よろしいでしょうか。

まず、簡単に内容を御説明します。

まず、教育総務課です。5月7日本日、教育委員会議がございました。6月は1日が議会開会、2日が教育委員会議、4日、5日は一般質問、9日、10日も一般質問の予定、11日は委員会付託となっております。15日、教育福祉の常任委員会がございまして、24日、議会閉会日です。ただ議会もいろいろとコロナの関係で変則的に動いていますので、変わる可能性がございまして。

それと、ここにはないのですが、7月の教育委員会議、御案内かとは思いますが、7月7日を7月6日と先ほど決まりましたので御報告いたします。

次、学校政策課です。5月12日、第1回教科用図書印旛採択地区協議会が、印旛教育会館になりました。小林委員の出席をお願いします。6月17日、教科用図書研修会は中止ということですかね。22日は教科用図書研修会②というのが、これは行います。

教育支援課です。5月20日、三部会小学校陸上大会、中止となりました。6月13日土曜日、市P連バレーボール大会、これも中止となりました。6月19日金曜日、青い麦の子ふれあい運動会、これ現在のところ、中止の連絡は受けてございません。

生涯学習課です。6月13日に予定していた市P連バレーボール大会、先ほど言ったように中止です。文化財講演会も中止となっております。

文化センターです。6月28日の天文講演会「はやぶさ2」が延期、または中止ということで、現在どのように扱っていくか検討中でございます。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○井上教育長 これにつきまして何かありますでしょうか。

○板橋教育総務課長 すみません。漏れていました。教育支援課の6月19日の青い麦の子ふれあい運動会も中止ということで今、伺いましたので、よろしく申し上げます。何もなくなってきています。以上でございます。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。この日程について、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、その他でほかにありますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、以上をもちまして、本日の会議は終了といたします。

次回は6月2日火曜日、午後2時からになっています。

本日はお疲れさまでございました。

午後3時41分 閉 会